

令和7年度　さいたま市立三室小学校　いじめ防止基本方針

I はじめに

本校では、「自ら学び　心豊かに　たくましく生きる児童の育成」の学校教育目標、また、《「いじめ」をすることは、絶対許しません》《「いじめ」を見て見ぬ振りをする 것도、絶対に許しません》《みんながいじめられる理由はありません》の合言葉をもとに、日々の教育活動に取り組んでいる。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立三室小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、また、いじめ・不登校に対する確実で継続した対応を行い、積極的かつ繊細な教育相談活動及び生徒指導を展開できるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめに対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、速やかに情報を共有し、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 5 道徳教育の充実や児童会の活動を通して、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから背景にある事情や原因を明らかにし、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされているものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 学校いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。

（2）構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、研修主任、

学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等、構成員以外の関係者を招集できる。

※下線部分は、代表者による。

（3）開催

ア 定例会（各学期1回、学校運営協議会と同日に実施）

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4）内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、進行状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、およびその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

（5）役割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核的となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査の実施等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）。

2 子どもいじめ対策委員会

- （1）目 的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- （2）構成員：児童会長、児童会副会長、児童会記録、各委員会委員長、各学級代表委員
- （3）開 催：定例会（代表委員会と兼ねて開催）
- （4）内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

（1）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、全教員の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

（2）「特別の教科 道徳」の時間を通して

- 1学期中に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、実態に応じて以下の内容について取り組む。
 - ・啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開（あいさつ運動、ポスター掲

示、テレビ放送等)

- ・校長講話

- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめられている友達の代わりに、信頼できる大人に相談することができるようにする。

○実施学年、時期

(1年：11月 2年：11月 3年：7月 4年：6月 5年：6月 6年：6月)

5 メディアリテラシー教育を通して

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施（5、6年：6月実施予定）

6 保護者との連携を通して

○いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

○子どもとのコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

○子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底
スクールダッシュボードの活用 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書やノートへの落書き 等
- (3) 休み時間：孤立、遊びに入っていない、「からかい」の様子 等
- (4) 給食：班から机を話して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
- (5) 登校：独りで登校、登校を渋る、通学班から離れて登校、校舎へ入らない 等
- (6) 下校：独りで下校、荷物を持たされる、遠回りして下校している 等

※けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：「心と生活のアンケート」年3回の確実な実施
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：結果に応じて児童と面談を行う。面談した児童について、学年学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」「だれが」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子も含む）」かを記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 独自アンケートを含めて毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 年11回、教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制を維持、充実させる。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 11月
- (2) アンケート結果の活用
 - ・学校全体で結果及び状況を共有
 - ・結果や状況に応じた保護者への説明

6 地域からの情報収集

(1) 各連絡会等において情報を収集する。

①学校運営協議会

②民生委員児童委員、主任児童委員連絡会

(2) 日常的に情報収集を収集する

①防犯ボランティア、交通指導員等からの情報収集

②PTA役員等からの情報収集

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

校長	情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
教頭	校長を補佐し、円滑に対応が進められるようにする。
教務主任	校長、教頭を補佐し、円滑に対応が進められるようにする。
担任	事実の確認のため、情報収集を行う。 いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。 いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 聴き取った事実をもとに、保護者へ連絡を行う。
学年主任	担当する学年の児童の情報収集を行う。 担当する学年の情報共有を行う。 校長や教頭に報告する。
生徒指導主任	児童の情報を把握できる体制づくりをする。 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
教育相談主任	さわやか相談員と連携を図り、状況を把握する。場合によっては相談にのる。
特別支援教育コーディネーター	問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
養護教諭	養護教諭は、いじめられた児童の話を聞き、情報収集と担任への報告をする。さわやか相談員と連携を図り、状況を把握

	し、相談にのる。
さわやか相談員	教職員と連携して児童の情報共有に努める。
スクールカウンセラー	専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
スクールソーシャルワーカー	情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
保護者	家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
地域	いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」等に基づき、確実に対処を行う。

- 1 「生命・心身又は財産に重大な被害」とは、以下のような場合が想定される。
 - （1）児童生徒が自殺を企図した場合
 - （2）身体に重大な傷害を負った場合
 - （3）金品等に重大な被害を被った場合
 - （4）精神性の疾患を発症した場合 等
- 2 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 3 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - （1）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - （2）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - （3）学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- 4 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校を調査主体とした場合＞

 - （1）学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - （2）学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置する。
 - （3）学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- (4) 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- (5) 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議等

- (1) 「さいたま市立三室小学校 いじめ防止基本方針」の周知、徹底をする。
- (2) 学校評価アンケートの実施後、結果を検証し、状況を共有する。

2 校内研修

- (1) 「子どもを主語にした授業」を推進する。
 - ・全学年共通の授業規律、約束等の見直し、整備
 - ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進める。
- (2) 生徒指導、教育相談、特別支援教育に係る研修を定期的実施する。
 - ・情報交換会による児童理解
- (3) 情報モラル、人権教育研修を実施する。

X PDCAサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- (2) 活動スケジュール一覧表（下記の表）
- (3) 学校ホームページに、本校のいじめ防止基本方針を掲載する。

2 「学校評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「学校評価アンケート」の実施時期 11月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期 各学期1回
- (3) いじめ問題に関する校内研修会等の開催時
 - ・4月 「さいたま市立三室小学校 いじめ防止基本方針」についての研修
 - ・8月 生徒指導に係る伝達研修
 - ・8月 情報モラル、特別支援教育、人権教育研修等

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○					○				○		
	児童アンケート		○	○	○	○		○	○	○		○	○
	学校評価アンケート								○				
	教員相談日	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○			○		○				○		○
	「いのちの支えあい」を学ぶ授業			○	○				○				
	道徳教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職員会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	研修			○		○							
PDCAサイクルに係る取組	啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学校いじめ対策委員会（定例会）		○						○			○	
	学校いじめ対策委員会（校内委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭や地域、関係機関と連携した取組		○					○				○	